

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日機輸	内国価値(ICV)による国産化の強化	・国家事業開発、国営企業事業入札時には国内経済への貢献 (In Country Value) 内容の提示が求められ、貢献の内容により評価される。より国内での消費が求められている。	継続	・評価プロセスは公開されず交渉の余地無し。	
6. 雇用						
1	日機輸	オマニゼーション	・オマーン人の雇用機会創出のため、企業ごとにオマーン人雇用率が定数的に決められている。今のところ大きな問題にはなっていないが、将来的に人員を増やす場合、あるいはオマーン人を解雇する場合、問題が発生する可能性大。	継続	・個別交渉以外に解決策なし。	・労働法及び個別運用に拠る
2	日機輸	オマニゼーションによるビザ発給制限	・EXPATの職種・タイトルに応じてビザ発給を制限してきたが、その範囲は拡大、運用も厳格化。新規発行も更新も同様の基準で審査される為、現行のスタッフを継続雇用することが困難。オマニゼーションへの貢献に応じて、国営企業との実ビジネスでも優劣がつくこともある。	継続	・国の方針なので仕方ないと思うが、更新に対する基準緩和、もしくは時間的な猶予措置。	・労働法 ・勅令 ・省令
3	日機輸	給与の高騰	・従業員は毎年基本給を3%昇給させることが決まっており、コスト増に繋がる。	継続	・交渉の余地無し。	・労働法
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日機輸	不合理な適合性評価制度導入	・オマーン適合スキーム (LVTR-低電圧機器技術規格) が掃除機、洗濯機 (容量10kg未満)、食洗器の3つの商品カテゴリーに適用される。EMC試験報告書の提出が要件の一つとなっているが、現在、その他の中東諸国ではEMC試験報告書の提出は要求されていない。EMC試験報告書の要求は、製造業者にとって新たな負担で、オマーン向け商品導入の障害になっている。	継続	・オマーンDGSM (規格・計量局) は、EMC試験報告書の提出を撤廃して欲しい。	・Related to product regulation ・製品規格に関する制度
2	日機輸	不合理な適合性評価制度導入	・2021年12月5日にオマーンが適合スキーム技術規則を発行。当初は2022年6月5日から第1ステージ3品目の運用を開始すると告知があった。 - 技術規則の発行から当初発表された運用開始日までの日数が短く、対応が困難であった。申請、登録のための電子システムや認証機関の認定など当局側の受け入れも整備されていないと思われる。 - 1st Stageについては2022年12月5日まで施行が延期されたと考えられるが、当局からの正式なアナウンスがない。 - 2nd, 3rd Stageについての施行日と対象品目が明確でない。(2022年5月の当局の説明会では2nd Stageが2023年1月1日から、3rd Stageが2024年1月1日から施行と説明があった。) - 規制情報に関してアラビア語のみで発行される。 - 1st stageはオンラインシステムの稼働はなく、また当局から製造者への公式なアナウンスもなく強制施行された。また、評価可能な指定通知機関 (Notified Body : NB) の数が少なく、対応が困難。 - 2nd stageが2023年12月8日に省エネルギーを規制対象として、1st stage内容発表時から11か月遅れの施行となったが、当局の公式webサイトや官報でのアナウンスがされず、NBのみに通知され、広くアナウンスされない。 - また、NBは1st stageと規制分野が異なるためNBの指定機関数が不足しており、適合対応が困難な状況が常態化している。 - 省エネルギーデータを発行するオンライン登録のシステムでの手続きが必須とされているが、システムは施行日から稼働せず、製造者の手続きが施行日までに間に合わないまま、施行がされた。また、施行のアナウンスはNBのみに通知された。 - オンライン登録のシステムでの移行措置、およびガイドラインがアナウンスされたが、これらNBのみに通知され、製造者は情報が障害なく入手することができず、円滑な適合手続きができない。 - 規制は販売規制となっており、市場流通在庫の対応が困難になっている。 - 3rd stageについては、当初アナウンスの2024年1月1日の施行には至っていない。現時点で、規制分野 (安全か省エネ、或いはその他分野など)、	変更	・通達から施行日までの十分な準備期間の検討。 ・2nd, 3rd Stageについて施行日と品目の明確化。 ・各Stageにおいて猶予期間の設定。 ・規制情報についてはアラビア語と英語両言語での発行。 ・規制化の予定、動きの当局webサイトでの英語での公開。 ・規制のアナウンスは官報公示等を通じて、公式通知として、NBだけに通知せず、通知先を限定しない広いアナウンス。 ・販売規制の撤回。 ・3rd stage規制化においても、上記課題の改善と明確化。	・Omani Type Examination Certificate for Low Voltage Electrical Equipment and Appliances ・Guidance on Conformity Assessment Procedures (CAP) for Omani Energy Efficiency Labelling Scheme

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			施行日、移行措置の有無などが明確にされていない。			
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	PPP案件における上場義務	・官民共同案件において設立した特別目的子会社（SPC）の上場義務により、大々的な株主総会の開催、上場に絡む各種手続きが発生する上、配当金額も案件出資には予想しにくい。	継続	・当該規定が投資へのハードルを上げていることを理解して欲しい。	・商業会社法
15. 新型感染症に起因する問題						
1	日機輸	COVID-19による入国規制	・新型コロナの感染ピーク時は入国規制、隔離等が他国同様に実施されていたが、比較的短期間で済んだものと思われる。	継続		
16. 地域紛争に起因する問題						
1	日機輸	イスラエルのガザ侵攻による事業への影響の懸念	・イスラエルのガザ侵攻につき直接の非難を避ける日本への風当たりは少なからずあるものと思われる。現状ガザ発給規制他安全面での問題は表面化していないが、引き続き注意が必要と思われる。	継続	・在オマーン日本大使館主催の安全対策協議会を定期的開催情報共有。	